

別表 6－1

事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準

目 標 項 目	目 標 水 準 (事業実施年度の翌々年度の姿)
必須目標	以下の目標を必ず設定すること。
① 付加価値額の拡大	付加価値額(収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額をいう。以下同じ。)の拡大に取り組む。
選択目標	以下の②から④までのうち1つ以上を設定すること。
② 農産物の価値向上	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による農産物の品質の向上、加工や契約栽培等の新たな販売方式の導入等により農産物の価値向上に取り組む。又は、輸出(他の事業者との連携を含む。)、異分野の事業者との連携等により農産物の新たな市場の開拓等に取り組む。
③ 単位面積当たり収量の増加	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による単位面積当たりの収量の増加に取り組む。
④ 経営コストの縮減	栽培管理技術の改善、作業の効率化、生産資材の効率利用等により経営コスト(農産物の生産・流通その他経営に係るコストを含む。)の縮減に取り組む。
事業関連取組目標	別表7－1、7－3及び7－4で定める配分基準表の各項目欄について、目標年度までに実施することとしてポイント化した場合にあっては、対応する項目を目標として設定すること。
⑤ 経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして現状より経営面積の拡大を行う。
⑥ 労働時間の縮減	栽培・管理技術の改善、作業の効率化等により、農作業の一部又は全部の労働時間の削減に取り組む。
⑦ 経営管理の高度化	ア 農業経営の法人化を行う。 イ 青色申告承認申請書を提出し、青色申告を行う。 ウ 有機JASの認証を受けている面積を拡大する。

⑧ 他産業との連携	
	ア 生産・加工・販売の一体化を行う。
	イ 異分野の事業者と連携し、生産現場の ICT・IoT 活用、物流の効率化、外食産業や小売業等との契約栽培等の経営の高度化を行う。

注：成果目標は、原則として経営体の取組全体を対象として設定するものとする。